

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の添付書類

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書） ＊法務局備付のもの
- (2) 当該地の公図 ＊法務局備付のもの
- (3) 当該地の位置図（付近見取図）
- (4) 戸籍（除籍）謄本（買取申出事由が死亡の場合）
- (5) 医師の診断書（買取申出事由が故障の場合）
- (6) 買取申出者の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (7) 買取申出者が法人である場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の
登記事項証明書＊法務局備付のもの
- (8) 委任状（代理人による申請の場合）
- (9) 当該地及び申請者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (10) その他市長が特に必要と認める書類等

当該生産緑地の所有者が死亡し、相続登記が未済の場合は、上記書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 遺産分割協議書
- (2) 相続人関係図
- (3) 被相続人の戸籍（除籍）謄本（出生から死亡に至るまで）
- (4) 相続人の戸籍謄本
- (5) 被相続人の住民票の除票及び相続人の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- (6) 相続人の印鑑登録証明書

手続きの際の提出書類について

- ・公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内のものをお願いします。
- ・添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し（コピー）を一緒にお持ちください。
- ・提出部数は、1部です。